

幼保連携型認定こども園・保育所・小規模保育事業等の
認可に係る協議の手引き

静岡市子ども未来局子ども未来課

令和2年7月15日現在

静岡市では、令和2年3月に策定した、『静岡市子ども・子育て・若者プラン』に基づき、各区域における保育ニーズに対する受け皿を確保するため、新たに幼保連携型認定こども園や保育所、小規模保育事業等の地域型保育事業の認可を受けて事業の実施を希望する事業者の協議を受け付けます。

認可を希望する事業者は、この手引きに沿って事前相談及び協議書の提出をしてください。

なお、この手引きは整備状況等により、変更することがありますので、必ず最新のものを確認してください。

1 応募できる者

(1) 応募資格

① 幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項に掲げる基準を満たす学校法人又は社会福祉法人

② 保育所

児童福祉法第35条第5項に掲げる基準を満たすもので、かつ、次のいずれかの要件を満たす法人

ア 社会福祉法人及び学校法人

イ 「保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）」及び「保育所の設置認可等について」の一部改正について（平成26年12月12日雇児発第1212第5号厚生省雇用均等・児童家庭局長通知）」に掲げる基準を満たす社会福祉法人等以外の法人

③ 地域型保育事業

児童福祉法第34条の15第3項に掲げる基準を満たすもので、かつ、次のいずれかの要件を満たすもの

ア 社会福祉法人及び学校法人

イ 「家庭的保育事業等の認可等について（平成26年12月12日雇児発1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に掲げる基準を満たす社会福祉法人等以外のもの

④ 共通

静岡市暴力団排除条例（平成25年条例第11号）第2条第1項から第3項に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び第6条第2項に規定する暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 応募要件

① 条例で定める基準への適合

施設・事業種別ごとに本市が条例で定める基準に適合していること。

・静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年静岡市条例第 107 号）

・静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年静岡市条例第 8 号）

・静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年静岡市条例第 108 号）

・静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年静岡市条例第 109 号）

② 法令等への適合

ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他関係法令及び国の通知に規定する基準に適合していること。

イ 既存建物を活用して施設・事業の運営を行う場合は、建築基準法の新耐震基準を満たしていること。昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて着工している場合は、非木造にあつては静岡県の耐震判定指標値を満たすこと。木造にあつてはこれに類する値の耐震性能を有していること。

ウ 施設・事業の実施予定地が市街化調整区域でないこと。

③ 配慮すべき事項

ア 施設・事業所の設置場所については、設置の効果が最大限発揮されるよう施設・事業の適正配置に留意する必要があることから、既存施設・事業所と近接しないことが望ましい。

イ 施設・事業の実施予定地が、静岡市津波避難対策計画に基づく浸水想定区域でないことが望ましい。

ウ 地域型保育事業の認可については、保護者が就学前までの間、安心して利用ができるよう 3 歳児以降の受入を行う連携施設を、近接した地域に確保することが望ましい。なお、連携園の確保は、原則事業者が行うこと。

エ 子どもの発達段階やアレルギーに対応した食事の提供及び食育の推進の観点から、自園調理による給食の提供を行うことが望ましい。

オ 乳幼児の日常的な遊び場を身近に確保する観点から、専用の園庭を地上に確保することが望ましい。

カ 保護者の円滑な送迎に支障が生じないよう、定員の 1 割程度の保護者送迎用駐車場を確保することが望ましい。

キ 地域住民及び施設・事業の実施予定地の自治会・町内会長に対し、計画する土地及び建物で施設・事業の運営を開始する意図で静岡市に協議することを説明し、承

諾を得て同意書を提出すること。必要があれば説明会を実施し、事業の趣旨に理解を求め、地域の理解を得ること。採択後においても、状況により建築概要及び工事スケジュール等に関する説明会を開催すること。

※近隣住民の範囲については、担当課に事前に確認してください。

2 整備区域及び定員

(1) 整備区域及び定員一覧（別紙1）

(2) 特に整備を必要とする地域（別紙2）

※区域の境界等については、お問合せください。

※「静岡市子ども・子育て・若者プラン」では小規模保育事業等の新設を10か所としていますが、5月末までに協議書が提出された区域及び既存園の定員変更の見込み等を踏まえ、現在の募集の区域と数については、別紙1のとおりとしています。

3 スケジュール等

(1) 手続きの流れ

- ① 担当課との事前協議
- ② 協議書の提出
- ③ 協議書の書類審査・ヒアリング審査（事前調査会議）
- ④ 審議会（静岡市児童福祉専門分科会）における意見聴取
- ⑤ 認可の内定
- ⑥ 施設整備、保育従事者の確保等の開設準備
- ⑦ 認可、事業開始

(2) スケジュール

②～⑤については、次のスケジュールにより行う予定です。ただし、整備状況等により変更となる場合があります。

協議書	事前調査会議	審議会の意見聴取	認可の内定
5月末日までに提出のあったもの	終了		9月上旬
8月末日までに提出のあったもの	9月中旬	9月下旬	10月上旬
12月末日までに提出のあったもの	1月中旬	1月下旬	2月上旬

(3) 事業開始時期

本市では、年度の後半にかけて増加する保育ニーズにも対応するため、令和2年度中（認可の内定後、より早期）に事業を開始するものを優先します。

4 施設整備費の助成について

認可を受けるために必要な施設整備を行う際に、市から施設整備費の助成を受けられることがあります。令和2年度の助成予定か所数は次のとおりです。施設整備費の助成予定か所数は、現段階の予定であり、市議会の議決を受けて確定した予算の範囲内で助成を行うこととします。令和3年度以降の施設整備に対する助成については、現段階では決定していません。

なお、事業種別や整備手法等により、助成の対象とならない場合がありますので、詳細についてはお問合せください。例として、社会福祉法人が保育所を新設する場合は助成の対象となりますが、株式会社が保育所を新設する場合は対象となりません。

(1) 予定か所数

① 認定こども園または保育所 : 1か所

② 小規模保育事業 : 4か所

(うち2か所については既に、5月末迄に提出された協議書の審査を経て、助成対象とすることを予定しています。)

※整備状況により、予定か所数や種別は変更することがあります。

(2) 施設整備費の助成を受ける場合の要件

施設整備費の助成を希望する場合は、次に掲げる要件を満たすことが必要です。

- ① 特に整備を必要とする地域(別紙2)内の施設・事業であること。
- ② 既存施設・事業との距離が適正配置の観点から適当であること。
- ③ 施設及び設備が乳幼児の保育を行うにあたって相応しいものであること。
- ④ 静岡市津波避難対策計画に基づく浸水想定区域でないこと。
- ⑤ 静岡市社会福祉施設整備マニュアルを遵守し、市の指示に従って契約手続きや施設整備を進めること。

施設整備の助成を受けて事業を開始した後に事業を止める場合は、助成金の返還を求める場合があります。

5 事前協議

認可を希望する方は、実施しようとする事業種別、設置場所、施設及び運営内容等について、認可を受けることが可能かどうか、担当課と必ず事前に協議してください。

担当課との事前協議が可能な日時は、平日の8時30分から17時15分までです。必ず事前に電話で予約したうえでお越しください。

6 協議書の提出

担当課との事前協議が完了したものについて、次のとおり協議書を提出してください。

協議書は必ず事前に電話連絡のうえ、持参してください。受付は平日の8時30分から17時15分までです。

(1) 提出部数

正本 1 部、副本 10 部

(2) 提出時の注意

- ① 正本はA 4 のフラットファイルに綴じて提出してください。
- ② 各種資料はA 4 (図面についてはA 3) サイズとしてください。
- ③ 各書類の間には仕切り紙を入れ、仕切り紙にはインデックスをつけて整理してください。
- ④ 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- ⑤ 提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は今回の募集による協議状況の公表等必要な場合には、提出書類等の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑥ 提出書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。
- ⑦ 提出にあたって必要となる費用は、全て応募者の負担とします。
- ⑧ 提出書類は返却しません。

(3) 提出様式

- ① 幼保連携型認定こども園
 - ・「幼保連携型認定こども園設置認可に係る協議書類一覧表」のとおり
- ② 保育所
 - ・「保育所設置認可に係る協議書類一覧表」のとおり
- ③ 地域型保育事業
 - ア 小規模保育事業
 - ・「家庭的保育事業等（小規模保育事業）認可に係る協議書類一覧表」のとおり
 - イ 事業所内保育事業
 - ・「家庭的保育事業等（事業所内保育事業）認可に係る協議書類一覧表」のとおり
 - ウ 家庭的保育事業
 - ・「家庭的保育事業等（家庭的保育事業）認可に係る協議書類一覧表」のとおり

(4) 情報公開

事前協議の際に候補地の提示があった場合は、事前協議の件数を小学校区毎に公表する予定です。

また、協議書の提出があった段階で、事業種別、設置場所、定員について公表する予定ですのでご承知おきください。

なお、提出された協議書は、静岡市情報公開条例（平成 15 年静岡市条例第 4 号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き公開されることがあります。

7 事前調査会議

協議書の提出があった施設・事業について、設備及び運営等の事業計画の適格性の確認や事業計画に対する指導・助言を行うため、外部委員を含めて組織する事前調査会議において、協議書の書類審査及びヒアリング審査を行います。ヒアリング審査の日時等については別途連絡します。また、ヒアリング審査には、法人代表者及び園長就任予定者等の参加を求める予定です。

また、計画で定める募集定員を超える協議があった場合及び予算の範囲を超える施設整備費の助成の希望があった場合には、別紙3「順位付けを行う場合の評価表（案）」に基づき、順位付けを行います。

なお、順位付けにあたっては、『静岡市子ども・子育て・若者プラン』に記載の「確保に当たっての基本的な考え方」に基づき、施設の新設よりも既存施設の認定こども園への移行や定員増による対応を優先します。

8 留意事項

(1) 認可の内定を受けた事業者が、施設・事業の運営を開始するまでの間に、次の事項に該当する場合、市は決定を取り消すことができますものとします。

- ① 運営の開始が確実にないと認められる場合
- ② その他、認可を行うにあたって相応しくないと認められる場合

(2) (1) の各事由により決定を取り消された場合、運営の準備のために支出した費用等について、市は補償しないものとします。

また、(1) の各事由により決定を取り消された場合において、市に損害が生じた場合には、その損害を賠償していただくことがあります。

(3) 創設社会福祉法人により認可を受けようとする場合は、保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課監査指導係（静岡市役所静岡庁舎新館14階）と直ちに協議し、施設の建設に着手するまでに社会福祉法人設立要件を満たすことができるよう、準備を進めてください。

(4) 協議書提出から開園までの間に園長就任予定者を変更することは、原則認めません。

(5) 運営開始後に、協議書に記載した開園時間等を変える場合は、担当課の了承を得てください。

(6) 運営開始時には、当該施設専用の独立した口座を設け、当該施設の事業の会計とその他の事業の会計を区分してください。

9 問合せ先

静岡市 子ども未来局 子ども未来課 企画係

所在地 : 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市役所清水庁舎9階

電話 : 054-354-2603